

令和6年度第2回庁議 会議録

[日 時] 令和6年4月26日（金）9時00分～10時00分

[場 所] 庁舎応接会議室

[出席者] 市長、副市長、教育長、参与及び各部局長

[会次第]

- 1 市長あいさつ
- 2 議 題
 - (1) 臨時議会提出議案について (関係部局)
 - (2) 令和6年度重要事業及び懸案事項の進捗管理について (各部局)
- 3 協議事項
(なし)
- 4 連絡事項
(なし)
- 5 その他

1 市長あいさつ

本日の庁議の議題にもあるが、臨時市議会を5月8日に招集告示、5月15日に招集する。また、引き続き6月議会も始まるので、遺漏のない対応をよろしく願います。

2 議題

- (1) 臨時議会提出議案について (関係部局)

臨時議会提出議案について説明をお願いします。

福祉部から、報告1件について説明。

報告第5号、「放棄した債権の報告」については、ひとり親家庭医療費返還金債権の未収金のうち、回収不能であり時効期間の満了者債権者2人、合計1万2,426円について、新居浜市債権管理条例第19条第1項第1号の要件に該当するため、令和6年3月31日をもって債権の放棄を行ったので、同条第2項の規定により報告するものである。

教育委員会から、報告1件について説明。

報告第5号、「放棄した債権の報告」については、債務者4人に対して回収不能となった放課後児童クラブ実費徴収金に係る未収債権で、合計6万7,500円について、新居浜市債権管理条例第19条第1項第1号の要件に該当するため、令和6年3月31日をもって債権の放棄を行ったので、同条第2項の規定により報告するものである。

上下水道局からは、報告1件について説明。

報告第7号「放棄した債権の報告」については、水道料金債権の未収金のうち、居所不明、債務者死亡などの理由から回収不能となり、時効期間の満了となった債務者 延べ105人、合計48万6,406円について、「新居浜市債権管理条例」第19条第1項第1号により、令和6年3月31日をもって債権の放棄を行ったので、同条第2項の規定により報告する。

総務部から、報告1件及び追加提出予定の人事議案2件について説明。

報告第8号、「専決処分した事件の承認」については、令和6年度税制改正による「地方税法」等の一部改正に伴い、第1条で「新居浜市税賦課徴収条例」を、第2条で「新居浜市都市計画税条例」を、それぞれ一部改正する条例の制定について専決処分したことから、これを報告し、承認を求めるものである。

追加提出予定の人事議案については、目次の欄外に記載しているが、(1)「新居浜港務局の監事の任命」は、監事の辞任に伴う新たな監事の任命、(2)「瀬戸内運輸株式会社取締役」は、取締役の辞任に伴う新たな取締役の推薦について、それぞれ議会の同意を求めるものである。

企画部からは、報告1件について説明。

報告第9号、「専決処分した事件の承認」については、「令和5年度一般会計補正予算(第9号)」を3月31日付けで専決処分したものであり、歳入歳出ともに、2億8,008万9千円を追加し、補正後の予算総額を575億9,291万円とするものである。地方債については、「現年災害復旧事業」を追加し、「社会資本整備事業」及び「一般廃棄物処理事業」の限度額を変更するものである。

経済部からは、報告1件について説明。

報告第10号「専決処分した事件の報告」については、「訴訟上の和解」についてである。本件は、令和4年10月11日、里道に柵を設置し通行を妨害した者及び里道の管理者である新居浜市に対し、不法行為に基づく損害賠償請求として963万円、そのうち356万円を市と連帯しての支払いを求め提起されたものである。

損害賠償請求事件については、令和4年11月から12回にわたり審議され、令和6年4月3日、新居浜市は他方被告に対し農道の幅員を55センチメートル確保するよう勧告し、幅員を確保するまでの間、代替となる通路の確保について

原告と他方被告とで協議するよう助言するという松山地方裁判所西条支部より提示された和解に応じ、令和6年4月8日に専決処分をしたので、報告し、承認を求めたものである。

(2) 令和6年度重要事業及び懸案事項の進捗管理について (各部局)

令和6年度 重要事業及び懸案事項の進捗管理について指示事項及び質疑。

企画部について

- ・DXの推進においては、DXのプロジェクトチームの中で、DX全体のロードマップを作ろうと取り組んでいる。また、LINEの公式友達登録数をどのようにすれば、目標値4万人に向け人数を増やせられるか考えていただきたい。
- ・財政健全化の維持について、令和6年度決算後の財政調整基金残高20億円を目標とすること。
- ・DXの推進については、既に実施している事業が分かるように一覧表に整理していただきたい。

総務部について

- ・市史刊行計画の推進について、今年度は古代中世の資料編の原稿を完成することが一番大きいと考える。古代中世を中心とした目標としていただきたい。

福祉部について

- ・避難行動要支援者の個別避難計画の作成だが、目標値900件の考え方は→要介護認定が3から5の方が1300人程度でその7割で900人と試算している。実質的には、優先順位をつけながら、実施していくこととなると考える。
- ・医療費適正化事業の推進で、市民全体の高血圧予防対策の推進とのリンクはどのようになっているのか。
→市民全体の高血圧予防対策の推進とのリンクについては、健康づくり推進本部の中で、情報共有をし、保健センターを中心に様々な相談を受ける際に合わせて、塩分チェックをし、啓発を図ろうと取り組んでいる。
- ・健康寿命地域拠点づくりの推進で自治会館以外での拠点開設が目標値9件の考え方は。
→要綱上、自治会館のみだったものを自治会館以外でもできるように改正をしたものである。自治会館だけだと通にくい場合もあり、現在、拠点の登録のない公民館の付近で一定距離離れているところが9か所あるため、まず、その公民館に拠点を作るよう働きかけを行いたい。また、拠点の

数よりも人数に注目した方がいいかとの考えもあるため、目標設定についても検討する。

こども局について

- ・子育て支援においては、様々な施策を行っているため、一覧表のようなものを作成し、分かりやすく周知を図っていただきたい。

市民環境部について

- ・危機管理体制の強化について、災害協定締結事業者との連携強化や役割を明確にするようお願いする。

環境エネルギー局について

- ・市営墓地の適正管理の推進について、施設整備計画の内容は→管理料を徴収するにあたり、市営3墓地の整備内容、費用、管理料について決定したい。
- ・エネルギー地産地消事業等脱炭素施策の推進について、KPIの修正をお願いする。

経済部について

- ・企業立地用地の確保について、目標値1を見直す。また、交通体系の整備や渡海船事業の効率的経営の推進について、スピード感を持った対応をしていただきたい。
→再度見直しを行う。

建設部について

- ・民間木造住宅の耐震化促進のKPIについて、昭和56年以前の未耐震の建物の数を減らすのか、全体数で考えているのか、分かるようにしていただきたい。

教育委員会について

- ・公民館のコミュニティセンター化の推進について、今後の公民館の在り方について、市民環境部と教育委員会とで目標を定め取り組んでいただきたい。

重要事業及び懸案事項の進捗状況報告については、四半期を目途に報告をお願いする予定。他の事業も含め、常にスピード感を意識して、進捗管理を行っていただきたい。

3 協議事項

(なし)

4 連絡事項

(なし)

5 その他

- ・令和6年3月に策定した新市民文化センターの基本計画を冊子配布
(文化スポーツ局)
- ・行政要望の回答に関わる会議所との意見交換会について出席依頼
(企画部)